

地域包括ケア病棟における新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者、回復患者の入院料や加算について

医療法上		一般病床		療養病床		
算定する入院料		地域包括ケア病棟入院料	*1地域一般入院料		地域包括ケア病棟入院料	*2一般病棟 特別入院基本料
都道府県による受入れ確保病床の有無		有無に関わらず	あり	なし	有無に関わらず	あり なし
新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者	軽症		—			—
	中等症Ⅰ	・地域包括ケア病棟の特定入院料 *3＋在宅患者支援病床初期加算(300点、14日間) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点)	・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *6＋救急医療管理加算(950点)× 3 4	・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *4＋救急医療管理加算(950点)×2	・地域包括ケア病棟の特定入院料 *3＋在宅患者支援病床初期加算(300点、14日間) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点)	・*5一般病棟入院基本料のうちの特例入院基本料 *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *6＋救急医療管理加算(950点)× 3 4
	中等症Ⅱ以上		・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *7＋救急医療管理加算(950点)× 5 6			・*5一般病棟入院基本料のうちの特例入院基本料 *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *7＋救急医療管理加算(950点)× 5 6
*9新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院を受け入れた場合	—	・地域包括ケア病棟の特定入院料 *8,9＋2類感染症患者入院診療加算(250点)×3 *9＋救急医療管理加算(950点、90日間)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; color: white; text-align: center;"> 個室に必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合は、二類感染症患者療養環境特別加算の個室加算(300点/日)を最大90日間算定できる。(令和3年5月11日事務連絡) </div>		・地域包括ケア病棟の特定入院料 *8,9＋2類感染症患者入院診療加算(250点)×3 *9＋救急医療管理加算(950点、90日間)	—